

## 令和4年度京都府福祉人材育成認証制度推進事業業務についての質疑・回答

### 質問1

「企画提案仕様書 第2 1 (1) ア 宣言事業者の開拓等」について

内容：

未宣言事業者リストの作成とありますが、既に認証や宣言を行っている事業所については、事前にいただけるということによろしいでしょうか。

回答：

宣言開拓中の法人・事業所、宣言法人・事業所、認証法人・事業所及び上位認証法人のデータ（サービス種別、職員数等）は、受託業者に提供します。

### 質問2

「企画提案仕様書 第2 1 (1) ア 宣言事業者の開拓等」について

内容：

小規模な事業所とありますが、定義などはございますでしょうか。

回答：

具体的に事業所の職員数を定めているわけではなく、1法人1事業所や訪問系サービスのみを運営する法人を想定しています。

### 質問3

「企画提案仕様書 第2 2 (1) イ 福祉職場の魅力を発信できる人材の育成及び管理」について

内容：

福祉職場の魅力を発信できる人材の育成とありますが、ジョブネットの参画団体より、募集するということでしょうか。または、参画団体側で選出された方が育成研修などに参加されるということでしょうか。

回答：

認証法人・事業所から職員を選出いただき、福祉職場の魅力を発信できるよう育成することを想定しています。

質問 4

「企画提案仕様書 第 3 1 実施体制」について

内容：

(1) ～ (5) に掲げる者は、兼任は可能でしょうか。

回答：

実施体制に定める担当者の配置については兼任も可能です。企画提案書には事業実施に必要な人数を明記してください。

質問 5

「企画提案仕様書 第 3 2 委託業務の実施場所」について

内容：

実施場所には電話回線などは既に開設されており、今年度から引き続き利用できるという認識でよろしいでしょうか。また、引き続き利用できる物がある場合は、何が設置されているかご教示ください。

回答：

委託業務の実施場所における電話回線は、既存の回線を引き続き利用いただきます。その他、備品については、受託事業者でリース等によりご準備いただきます。